税の申告は正しくお早めに

町・県民税の申告受付は２月１６日（火）～３月１５日（火）です

町・県民税（住民税）の申告相談の受け付けが始まります。町・県民税の申告は、平成２８年度の町・県民税や国民健康保険税の税額を決定するだけでなく、後期高齢者医療制度等の各種制度（障害者、介護保険、重度医療、社会保険の被扶養者等）の適用の算定基礎になるなど、さまざまな行政サービスを受けるために必要な手続きです。

今年度から大きな変更点があります

収入が公的年金等のみの方は町・県民税の申告の必要がありません。
（ただし、①公的年金等支払報告書に記載されている控除の内容を訂正される方や、②医療費控除などを受けようとする方は、申告をしてください。）

【町・県民税】

平成２８年度の町・県民税は平成２７年中の所得から算出されます。平成２７年中に中途退職し、現在所得がなくても平成２７年１月１日から退職するまでに受けた給与などの所得が課税対象となります。

一方、平成２８年になってから就職などによって所得があっても、平成２７年中に所得がなかった人は平成２８年度の町・県民税はかかりません。

申告が必要な人・不要な人の詳細は、次の枠をご確認ください。

町・県民税の申告が必要か確認してください

◆町での申告が必要な人

平成２８年１月１日現在、美波町内に住み、平成２７年中に次のいずれかに該当する人で、税務署に確定申告書を提出しない人は申告をしてください。

○営業・農業・不動産などの所得のあった人で、所得税のかからない人。
○給与所得者で、給与以外に所得のあった人。
○公的年金等を受給している人で、公的年金等以外に所得があった人。
○給与所得や公的年金等の所得のみの人で、医療費控除・雑損控除などの所得控除を受けようとする人。
○所得がなかった人で、平成２８年度課税（平成２７年中の所得）の所得証明などが必要となる人や、各種行政サービス（国民健康保険・公営住宅・こども園など）を受けるため、町での所得確認が必要な人。

◆町での申告をしなくてもよい人

①税務署に確定申告書を提出する人。
②平成２７年中の所得が給与のみで、勤務先から給与支払報告書が提出されている人。
③平成２７年中の所得が公的年金等のみの人。
※②、③に該当する人であっても、医療費控除などを受けようとする場合は、町県民税の申告をする必要があります（別に所得税の確定申告をする場合を除く）。
※所得税の確定申告書は阿南税務署にて作成されるか、ご自分で記入し阿南税務署へ提出してください。

◆申告に必要なもの（申告時に持参してください）

○平成２７年中の所得計算に関係する書類
給与支払報告書（源泉徴収票）、公的年金等源泉徴収票、収支内訳書等
配偶者のパート、内職、年金等の収入が確認できる書類
※農業所得者…昨年１２月に配布しました「平成２７年中農業所得収支内訳書」に必要事項を記入し持参していただくか、収支計算ができる関係書類を持参してください。また、２０万円以上の大農機具を購入された方は、領収書等の購入金額を証明する書類を持参してください。
※漁業所得者…収支計算が原則となっていますので、事前に収支内訳書を記載していただくか、収支計算ができる関係書類を持参してください。
○平成２７年中に支払った社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、生命保険・個人年金、地震（損害）保険料等の控除証明書、医療費等の領収書並びに証明書。
※医療費の領収書は、個人毎の病院別に仕分けの上合計金額を計算しておいてください。

◆申告相談期間

申告相談期間は２月１６日（火）～ ３月１５日（火）です。また、役場本庁舎２階会議室・由岐支所２階大会議室での申告相談の受付時間については、午後６時まで時間を延長して相談を受け付けますので、必ずこの期間内に平成２７年中の所得の申告を行ってください。

【お問い合せ先】 役場税務課（☎77－3615）